

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:平成28年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	県民文化部文化政策課
指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団

1 施設名等

施設名	長野県伊那文化会館	住所	長野県伊那市西町5776
		電話	0265-73-8822
		ホームページ	http://www.inabun.or.jp

2 施設の概要

設置年月	昭和63年12月	根拠条例等	長野県文化会館条例
設置目的	県民の文化の振興と福祉の増進を図るため設置する。		
施設内容	・大ホール(1,512席)・・・舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋(5室) ・小ホール(436席)・・・舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋(2室) ・美術展示ホール、プラネタリウム(100席)、食堂(52席)、駐車場(普通車590台、身障者用4台)		
利用料金	大ホール(31,000～374,000円)、小ホール(8,000～96,000円)、楽屋(800～5,500円)、美術展示ホール(4,300～27,200円)、プラネタリウム(80～240円)、その他「附属設備」「冷暖房」「持込電気器具電気料」など		
開所日	毎週月曜日、祝日の翌日及び年末年始(12月28日から1月3日まで)は休館		
開所時間	9:00～21:30(ただし、美術展示ホール、プラネタリウムは18:00まで)		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	財団法人長野県文化振興事業団
平成18年度～20年度	指定管理	財団法人長野県文化振興事業団
平成21年度～25年度	指定管理	一般財団法人長野県文化振興事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団	指定期間	平成26年4月1日～31年3月31日(5年間)
選定方法	非公募		

5 指定管理料(決算ベース)

平成28年度(A)	平成27年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
203,527千円	203,527千円	0千円	
	増減理由		

6 指定管理者が行う業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務	・文化会館の利用の許可及び利用料金に関する業務
・芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務	・上記業務に附帯する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:稼働率】

(単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度(A)	37.5	50.0	52.9	76.9	60.0	67.7	76.0	68.3	54.4	65.2	51.1	59.0	60.0
平成27年度(B)	34.8	57.4	66.7	62.1	77.0	71.2	73.2	82.3	49.0	59.4	54.3	48.0	61.6
(A)/(B)	107.8	87.1	79.3	123.9	77.9	95.2	103.9	83.0	111.1	109.8	94.1	122.9	97.4
増減要因等	利用月の相違により、月々の前年比較は大きく増減しているところがあるが、全体としては前年度とほぼ同様であった。												

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度(A)	1,445	2,091	2,762	1,952	1,514	3,632	3,150	2,615	2,285	1,398	1,340	1,615	25,799
平成27年度(B)	1,841	1,863	2,241	1,272	2,596	3,099	2,799	2,836	2,305	1,378	1,346	1,475	25,051
(A)/(B)	78.5	112.2	123.2	153.5	58.3	117.2	112.5	92.2	99.1	101.5	99.6	109.5	103.0
増減要因等	利用月の相違により、月々の前年比較は大きく増減しているところがあるが、全体としては前年度とほぼ同様であった。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(様式2)

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
平成28年度(A) 300日	平成28年度(A) : 9:00~21:30	無	
平成27年度(B) 301日	平成27年度(B) : 9:00~21:30		

(5) サービス向上のため実施した内容

申込期限を過ぎても可能な限り期間外申請を受けるなど、利用者の要望に応えた。
また、閑散期(4月)の割引、申込期限(40日前)を過ぎてからの時間貸し制度を行うなどして利用促進を図った。

(6) その他実施した取組内容

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

運営協議会、利用者懇談会、広報打合せ等から意見等をいただき、運営の参考とした。職員の対応や館内の清潔度について、「普通以上」とする回答が90%以上の結果であった。
また自主事業の際には必ず来場者からのアンケートをお願いし、計2,832人(回収率37.5%)の方から回答頂いた。要望、意見等では、大ホール2階席に行くためのエレベーターが無いこと、駐車場の確保の問題や駅から会館までの公共交通の不便等について指摘いただいた。また、多様な催し物を開催してほしいとの声が多い中で、特に平成28年度は、地元市民が参加したオペラやヨハンシュトラウスの公演、地域が誇る地歌舞伎公演などの評価が高かった。引き続き、地域に求められる事業について、内容を検討していく。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	<p>「県民の文化振興と福祉の増進」を使命として、「提案書」「計画書」に掲げた目標に努めた。</p> <p>管理運営者として要求される「サービスの向上」と「経費の縮減」に沿って、管理運営を行った結果、主要業務である「施設管理」「貸館事業」「自主事業」においてほぼ計画どおり業務を遂行できた。</p> <p>管理運営については、安全な施設管理を行うとともに、照明のLED化による電力使用量の節減を図るなど、環境に配慮した運営に努めた。</p> <p>財政的にも効率的な運用に努めた結果、高純益を出すことができた。</p> <p>貸館事業においては、利用者の平等利用に努め、利用者の立場に立った貸館サービスを行った。</p> <p>このように、幅広いニーズに対応した事業を展開し地域文化の振興に貢献することができた。</p>	基本協定書、仕様書及び年度計画書に基づいた管理運営が実施されたと認められる。	B
平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・会館を利用しようとする者、団体等に制限をしていない。 ・主に南信地域、木曾地域を含む幅広い地域の人々へ、またグループであれ個人であれ、学び、参加し、創造し、発信しようとする幅広い県民へ、平等公平な利用の確保に努めた。 	平等な利用の確保ができたと認められる。	B
利用者サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・HPの更新、メディア(プレスリリース)、「イベントガイド」等で県民への情報提供を図った。 ・通常アンケート、イベントアンケート、主催者アンケート、及び利用者懇談会等を通じて幅広く利用者の意見を取り入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPを更新し、利用者サービスの一層の向上を図った。 ・アンケート等を通じて利用者の意見・要望を把握し、それに迅速に対応した。 	A

(様式2)

<p>自主事業</p>	<p>自主事業については、まず、地域の子どもたちと一流のアーティストの共演を一つのテーマとして、地元の高校生が出演できる自主制作のオペラ「カヴァレリア・ルスティカーナ」を行った。今回彼らが共演したアーティストは、海外でも活躍されている実力のある方ばかりの為、上演後は、プロと共演出来た事に興奮と喜びを口にし、今後の活動のモチベーションになると感想を語っていた。また観客の多くが高校生たちの澄んだ歌声とソリストたちの力強さを絶賛していた。</p> <p>今後も質の高い自主制作事業を継続していく上で、大きな一歩とすることが出来た。</p> <p>また、ホクト文化ホールと連携した「スーパーJAZZ IN NAGANO」、ニューイヤーコンサートとして実施した「ウィーン・ヨハン・シュトラウス管弦楽団」も大変好評であった。</p> <p>平成27年度から実施している市町村会館等との連携によるコンサートを、平成28年度は県内4ヶ所で開催した(宮田村:「金管五重奏」、高遠美術館:「ヴァイオリン&ピアノコンサート」、飯島町:「ふれあいトリオコンサート」、辰野町:「工藤重典フルートコンサート」)。一般の方を対象としたコンサートを実施するだけでなく、町村会館に小学生等を招待し、飯島町では小学校へ出向いての演奏会を開催した。こうした工夫により、大人から子どもまで楽しむコンサートにすることができ、いずれも地域の皆様に大変好評であった。</p> <p>さらに伊那能、農村歌舞伎祭等、伝統芸能を伝える事業も実施し、いずれも高評価を得た。</p> <p>全館を使った「伊那文こどもまつり」では、舞台裏探検隊、和太鼓講座、埋文体験デー、プラネタリウムなどを実施。多くの子どもたちに参加いただき、好評を得た。</p> <p>美術展示ホールでは、伊那市と連携して「中村不折生誕150年記念 私たちのコレクション展」、「若手作家の公募個展」などを開催した。</p> <p>平成27年度に引き続き開催した、「伊那谷で育った中村不折に続け！明日を担う子供たちの書初め展」は、小学校と地元短大、市町村教育委員会、地元信用金庫との連携で実施。上伊那地域のすべての小学校に参加いただいた。また会館以外にも、信用金庫の本店・各支店でも展示し、多くの来場者に鑑賞していただいた。</p> <p>このほか、地域の幼稚園を招待し、地元中学生による演劇とプラネタリウムのコラボレーションを行い、大変好評であった。</p>	<p>対象者や開催地に配慮した、特色ある自主事業が数多く実施されており、施設の設置目的に寄与している。</p>	<p>A</p>
<p>職員・管理体制</p>	<p>職員16名。協定書(事業計画書)に基づき、館長、副館長、総務課、事業課、舞台課を配置。係長以上で構成する検討会議を設置し、管理運営等事項について検討・決定した。検討結果については、調整会議、各課会等で全職員に周知徹底した。</p>	<p>仕様書及び年度計画書に基づく適正な職員配置が行われている。</p>	<p>B</p>
<p>収支状況</p>	<p>一般会計は、収入229,338千円に対し支出217,326千円であり、収支差額は12,012千円の黒字となった。</p>	<p>収入の確保及び経費の削減に努め、効率的な管理運営を達成している。</p>	<p>A</p>
<p>総合評価</p>	<p>今年度は、第3期指定管理期間の3年目で、昨年に続き全職員一丸となって事業運営に取り組んだ。管理運営面においては、多くの声に耳を傾け、県民サービスの提供に尽力した。財政的にも効率的な運用に努めた結果、高純益を出すことができた。</p> <p>自主事業は、数多くの事業に取り組み、質の高い鑑賞事業を実施するだけでなく、地域を巻き込んだ参加型の事業を多数創設し、また町村の会館と連携しクリニック型の育成事業にも力を入れた。</p> <p>今後もより充実させて地域とともに育つ事業を実施する予定である。</p> <p>このように、全職員が一丸となって素晴らしい事業運営ができたと評価している。</p>	<p>概ね仕様書等の内容とおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。</p>	<p>B</p>

- <評価区分>
- A: 仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 - B: おおむね仕様書等の内容とおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 - C: 仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 - D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
<p>施設の管理運営の課題</p>	<p>施設や設備が老朽化し、修繕、交換すべき箇所が増えてきている。</p> <p>貸館や自主事業の集客については、長期化する景気の低迷や、趣味嗜好の多様化、少子高齢化などの影響により多くを望めない傾向にある。住民の要望がある文化振興事業を多く実施したいが、財政上の制約が大きく、思うように実施できない。</p>	<p>・施設及び設備の劣化に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で、計画的な修繕を行っていく。</p> <p>・引き続き特色ある自主事業を展開していただきたい。</p>

(様式2)

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:平成27年11月10日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
館内に障がい者ゾーンや点字ブロックの設置を確認している。平成28年4月からの障がい者差別解消法が施行されるが、法施行に向けた対応をお願いしたい。	障がい者差別解消のための必要な取り組みについて、今後も尽力してまいります。施設等の改修については、県に要望してまいります。	施設及び設備の劣化に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で、計画的な修繕を行っていく。
利用料金・空き状況などイベントを主催する側へウェブからの情報を充実させていただきたい。	情報発信方法については、常に悩みながら工夫しているところですが、ウェブ等の他、新しい方法も含め、より良い手段を検討・実施してまいります。	施設利用者の利便性向上に向けて、工夫されたい。
申込期限(40日前)を過ぎてからの時間貸し制度など施設の効率的な利用につながると思うので、利用区分の見直しを含め、前向きな検討をお願いしたい。	申込み期限(40日前)を過ぎてからの時間貸し制度は現在も実施していますので、さらなる周知を図ってまいります。	引き続き利用者へのサービス向上に努められたい。
県内の文化会館でも美術展ホールが充実しているが、専属の学芸員が不在ということで展示事業等に支障があると聞いている。文化会館に学芸職員の配置をお願いするとともに、今後一層の協力関係を築いて欲しい。	・職員体制については、学芸員の不在、正規職員が少ないなど、課題を抱えています。財政状況が厳しい状況ではありますが、充実した会館運営を行うため、職員の確保について事務局と協議してまいります。 ・学芸員については、高遠美術館との連携を密にして、地域のための学芸員を配置する方向で検討してまいります。	近隣施設や事務局との連携を密にし、さらに魅力的な事業の実施に努められたい。